重 要 事 項 説 明 書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話　　0299-79－2319（午前8時00分～午後5時00分まで）
担当　　管理者 丹 波 雅 博　　生活相談員
＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 利用施設の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

施設名称	指定短期入所生活介護事業所 水郷荘
所在地	茨城県稲敷市幸田1252
サービス種類及び 介護保険指定番号	短期入所生活介護　　・予防短期入所生活介護 （茨城県指定第0873800239号）

（2）同施設の職員体制 ＜特別養護老人ホーム 兼務＞

〔主な職員の配置状況〕　　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	主な資格	有資格者
1. 管理者	1名			
2. 介護職員	24名以上	10名以上	介護福祉士	25名
3. 生活相談員	1名以上		社会福祉士	2名
4. 看護職員	1名以上			
5. 機能訓練指導員	1名以上			
6. 介護支援専門員(兼務)	1名以上			
7. 医師		1名		
8. 管理栄養士・栄養士	1名以上			
9. 調理員	4名以上			

（3）同施設の設備の概要

定員		16名	静養室	1室 1床
居室	4人部屋	1室 （42.61㎡）	医務室	1室
	3人部屋	1室 （32.31㎡）		
	2人部屋	1室 （23.88㎡）		
	2人部屋	1室 （24.92㎡）		
	2人部屋	1室 （21.36㎡）		
	2人部屋	1室 （25.55㎡）		
	個室	1室 （10.66㎡）	食堂	1室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽と 中間浴槽があります。	機能訓練室	1室
			談話室	1室

3. サービス利用開始日

令和　　年　　月　　日　より利用開始

4. サービス内容

① 食事　常食・粥食・刻み食など、ご希望に応じて提供致します。また担当医師の指示をもとにした制限食などの提供も可能です。

（＊食事提供時間）　朝食　7:30～8:30
昼食　12:00～13:00
夕食　17:30～18:30

② 入浴　利用者の障害の程度により、一般浴槽・中間浴槽・特殊浴槽・アビット浴槽をご利用いただき、入浴に必要な介助を行います。
原則として、週に最低2回入浴していただけます。ただし、体調や状態に応じて清拭となる場合があります。

③ 介護　生活全般における援助を個々に合わせたサービス計画書に添って行います。
（食事介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動付添、体位交換、シーツ交換　等）
利用者や家族の希望に耳を傾ける努力をします。

④ 機能訓練　機能訓練指導員が、日常生活の中での生活リハビリを中心に行います。

⑤ 生活相談　生活相談員が、利用者や家族の方の相談に応じます。

⑥ 健康管理　嘱託医は医療法人盡誠会宮本病院の精神科医師です。
看護職員と利用者の健康管理を行います。

⑦ 理美容サービス　本人の希望により理美容のサービスを提供いたしますが、料金は自己負担になります。

⑧ レクリエーション　うたごえ・わいわい・フラワー・陶芸などのクラブ活動があります。材料費は自己負担になる場合があります。ひな祭り・七夕まつり等季節の行事を大切にしています。

5. 利用料金

（1）介護予防短期入所生活介護サービスをご利用の方（対象者：要支援1、2の方）

①基本サービス費　（1日あたり）

	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要支援1	¥4,510	¥451	¥902	¥1,353
要支援2	¥5,610	¥561	¥1,122	¥1,683

※　個室、多床室ともに介護保険給付の基本サービス費は同額となります。

②加算

加　算	報酬単価	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
生活機能向上連携加算	￥2,000（月）	￥200（月）	￥400（月）	￥600（月）
機能訓練体制加算	￥120（日）	￥12（日）	￥24（日）	￥36（日）
若年性認知症受入加算（※対象者のみ）	￥1,200（日）	￥120（日）	￥240（日）	￥360（日）
送迎加算	￥1,840（回）	￥184（回）	￥368（回）	￥552（回）
サービス提供体制加算Ⅱ	￥180（日）	￥18（日）	￥36（日）	￥54（日）
生産性向上推進体制加算Ⅱ	￥100（月）	￥10（月）	￥20（月）	￥30（月）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の17.6%　（自己負担は1～3割　＊）			

地域区分（7級地）	（基本サービス費＋加算）×10．17（自己負担は1～3割　＊）

＊　**自己負担の割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。**
また、ご利用期間中の加算の取得状況については、別紙でご確認ください。

(2) 短期入所生活介護サービスをご利用の方(対象者:要介護1～5の方)

①基本サービス費　　(1日あたり)

	利用料金	介護保険適用時の自己負担額		
		1割	2割	3割
要介護1	¥6,030	¥603	¥1,206	¥1,809
要介護2	¥6,720	¥672	¥1,344	¥2,016
要介護3	¥7,450	¥745	¥1,490	¥2,235
要介護4	¥8,150	¥815	¥1,630	¥2,445
要介護5	¥8,840	¥884	¥1,768	¥2,652

※　個室、多床室ともに、介護保険給付の基本サービス費は同額となります。

②加算

加　算	報酬単価	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
生活機能向上連携加算	￥2,000(月)	￥200(月)	￥400(月)	￥600(月)
機能訓練体制加算	￥120(日)	￥12(日)	￥24(日)	￥36(日)
若年性認知症受入加算(※対象者のみ)	￥1,200(日)	￥120(日)	￥240(日)	￥360(日)
看護体制加算Ⅰ	￥40(日)	￥4(日)	￥8(日)	￥12(日)
看護体制加算Ⅱ	￥80(日)	￥8(日)	￥16(日)	￥24(日)
夜勤職員配置加算Ⅰ	￥130(日)	￥13(日)	￥26(日)	￥39(日)
緊急時短期入所受入加算	￥900(日)	￥90(日)	￥180(日)	￥270(日)
在宅中重度者受入加算	￥4,170(日)	￥417(日)	￥834(日)	￥1,251(日)
認知症緊急対応加算	￥2,000(日)	￥200(日)	￥400(日)	￥600(日)
送迎加算	￥1,840(回)	￥184(回)	￥368(回)	￥552(回)
医療連携強化加算	￥580(日)	￥58(日)	￥116(日)	￥174(日)
サービス提供体制強化加算Ⅱ	￥180(日)	￥18(日)	￥36(日)	￥54(日)
生産性向上推進体制加算Ⅱ	￥100(月)	￥10(月)	￥20(月)	￥30(月)
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数の17.6%　(自己負担は1～3割　＊)			

地域区分(7級地)	(基本サービス費＋加算)×10．17　(自己負担は1～3割　＊)

＊　自己負担の割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。
また、ご利用期間中の加算の取得状況については、別紙でご確認ください。

(3) その他の料金(※保険適用外となるため、全額自己負担となります。)

① 食事代　＊　　￥1，600／日

② 居住費　＊　(個室)　　￥1，231／日
(多床室)　￥　915／日

＊「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方の食費と居住費は、認定証に記載されている限度額が適用されます。但し、一月のサービス利用日数によっては適用されない日もあります。

③ 送迎費(稲敷市以外の方)　　介護保険の送迎加算に加え、市外1kmごとに　￥20

④ 電気代(TV、電気シェーバーの充電等)　　1品目1日につき　￥50

⑤ 理美容費

［理髪サービス］　　￥1，200円／回

［美容サービス］　　￥1，200円／回

月に各1回、理美容師の出張によるサービスがあります。（※1回の利用人数に限りがあります。）

⑥ その他

上記の他、行事諸費用、日用品等の購入等は自己負担となります。

＊ 自己負担の費用につきましては、毎月のサービス利用料と併せて請求致します。（立て替え払い）

(4) キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の50％以内

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

・ 利用者が中途退所を希望した場合
・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
・ 利用中に体調が悪くなった場合
・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(6) 支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書をお渡しいたしますので、25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込、口座自動引落の3通りの中からご契約の際に選べます。

6. サービスの利用方法

(1)サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。

※ 居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際にサービスをご利用中でなければ、文書でお申し出下さい。この場合、その後のサービスの予約は無効となります。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了日の30日前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付または介護予防給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者が自分の家で過ごしているように、安心して生活ができ、わがままが言える場所でありたいと努力しています。一日一日の積み重ねが、「生きていてよかった」と思える生活であってほしいと、利用者と職員が一体となって、何でも相談できる大勢で賑やかな家族を目指して共に生活しています。

建物の中は自然の光があふれグループ毎に特徴を生かし、利用者の生活リズムに合わせた援助を行っています。

地域交流スペースも併設されており、廃用症候群の予防を目的として，様々な教室や行事を開催しています。子供から高齢者まで参加できる常設の陶芸教室，その他にリハビリ体操、カラオケ，生花教室など多彩なメニューを用意して、地域に開かれた施設を目指しています。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
職員への研修の実施	○	年1回 以上外部で行われる研修に参加
サービスマニュアルの作成	○	
身体的拘束		原則として行いません。
変更・追加の申し込み方法		担当者に連絡
その他		

(3) 施設利用に当たっての留意事項

・面会	……	朝7時から午後9時まで (※職員の対応が難しい時間もありますので、事前にご連絡をいただきますよう、お願いしております。)
・外出、外泊	……	3日前までに連絡をしてください。
・設備、器具の利用	……	生活相談員等に声をかけてください。 無断での使用はご遠慮ください。
・金銭、貴重品の管理	……	ご希望の方は、生活相談員等に相談して下さい。 場合によっては金庫で保管します。
・所持品の持ち込み	……	生活相談員等に声をかけてください。
・定期受診	……	ご家族の付き添いです。
・宗教活動	……	お断りいたします。
・ペット	……	原則、ご遠慮ください。 どうしてもご希望の方は、生活相談員までご相談ください。

8. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先		
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医		
	病院または診療所名	
	住所	
	電話番号	
	医師名	

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当　生活相談員　　電話　0299－79－2319(代)

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名　稲敷市

担当　高齢福祉課介護保険係　　電話　029－892－2000(代)

10. 非常災害対策

・防災時の対応 …… 緊急通報装置で稲敷消防本部へ直接つながります。

・防災設備 …… 設計の段階で消防署の助言を受け、スプリンクラーをはじめ設備を装備

・防災訓練 …… 月に1回、年に5回夜間を想定し、年に1回夜間避難訓練を行う。

・防火責任者 …… 管理者　丹　波　雅　博

11. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	ご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損害賠償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

12. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり　　2 なし
	② なし		

13. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　 盡誠会
代表者役職・氏名	理事長　　宮　本　二　郎
法人所在地・電話番号	茨城県稲敷市幸田1252　　0299－79－2319
定款の目的に定めた事業	1、特別養護老人ホームの経営 2、老人短期入所事業の経営 3、老人デイサービス事業の経営 4、老人居宅介護等事業の経営 5、障害福祉サービス事業の経営 6、移動支援事業の経営 7、保育所の経営 8、地域子育て支援拠点事業の経営

この契約を証するため、契約書及び重要事項説明書を2通作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

各種サービスの提供開始にあたり、契約書及び重要事項説明書の内容について、本書に基づき説明を行いました。

事業所
所在地　茨城県稲敷市幸田1252
名称　社会福祉法人　盡誠会

理事長　宮　本　二　郎　　印

説明者　所属　指定短期入所生活介護事業所　水郷荘

氏名　　印

私は、本書面により、事業者から各種サービスについての契約内容及び重要事項の説明を受けました。

契約者　住所

氏名　　印

利用者　住所

氏名　　印